

カテーテル拡張器

JIS T 3260: 2024

(MTJAPAN/JSA)

令和6年3月1日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

T 3260: 2024

日本産業標準調査会標準第一部会 医療機器技術専門委員会 構成表

		氏名			所属
(委員会長)	村	垣	善	浩	神戸大学
(委員)	浅	井	英	規	一般社団法人日本医療機器産業連合会
	荒	船	龍	彦	東京電機大学
	植	松	美	幸	国立医薬品食品衛生研究所
	加	藤	明	美	公益財団法人医療機器センター
	小	林	正	彦	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会
	塩	沢	真	穂	東京医科歯科大学
	園	田	秀	_	日本歯科材料工業協同組合
	俵	木	登美	美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	内	藤	み	わ	IEC/TC87(超音波)国内委員会委員
	中	田	洋	子	日本歯科器械工業協同組合
	林	原		良	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	村	井	義	浩	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣:厚生労働大臣 制定:平成 19.1.25 改正:令和 6.3.1

官報掲載日:令和6.3.1

原 案 作 成 者:一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-10-3 神浦麹町ビル TEL 03-5212-3721)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第一部会(部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会:医療機器技術専門委員会(委員会長 村垣 善浩)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者,厚生労働省医薬局 医療機器審査管理課 [〒100-8916 東京都 千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	~-	シ
序)	文 ······	1
1	適用範囲	1
2	引用規格·····	1
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	構成及び各部の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	要求事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.1	一般	2
5.2	表面	3
5.3	腐食抵抗性 ······	3
5.4	ハブ	3
5.5	ガイドワイヤの通過性	4
5.6	無菌性の保証	4
5.7	生物学的安全性 ·····	4
6	包装	4
6.1	一次包装·····	4
6.2	二次包装 ·····	4
7	表示	4
7.1	一次包装 ·····	4
7.2	二次包装 ·····	5
7.3	図記号の使用	5
附加	属書 A (参考)材料及び設計に関するガイダンス	6
	属書 B(規定)腐食抵抗性に関する試験方法	
附加	属書 ${f C}$ (規定)カテーテル拡張器の最大引張強度の測定方法 \cdots	8
参	考文献 ·······	0
附加	属書 JA(参考)JIS と対応国際規格との対比表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
解	説	1

T 3260: 2024

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16条において準用する同法第 12条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会(MTJAPAN)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS T 3260:2017 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS T 3260 : 2024

カテーテル拡張器

Dilators

序文

この規格は、2014 年に第 2 版として発行された **ISO 11070** 及び 2018 年に発行された Amendment 1 を基とし、我が国の実情に合わせるため、一部の技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補(amendment)については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。 技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、そのまま直ちに使用でき、かつ、単回使用として用いる血管用又は非血管用のカテーテル拡張器について規定する。カテーテル拡張器は、ガイドワイヤ若しくはカテーテルの導入又は操作のために、くう(腔)又は開口部を拡張若しくは拡大するために用いる。また、あらかじめシースが装着されている場合がある。

- 注記1 材料及び設計に関するガイダンスを, 附属書 A に示す。
- **注記2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 11070:2014, Sterile single-use intravascular introducers, dilators and guidewires + Amendment 1:2018 (MOD)

なお,対応の程度を表す記号 "MOD" は, **ISO/IEC Guide 21-1** に基づき, "修正している" ことを示す。

なお,この規格の改正公示日から3年間はJIST3260:2017を適用してもよい。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項 を構成している。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価 - 第1部: リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験 ISO 80369-7, Small-bore connectors for liquids and gases in healthcare applications - Part 7: Connectors for intravascular or hypodermic applications